

平成三十一年四月二日受領  
答弁第一一〇号

内閣衆質一九八第一一〇号

平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園における特別支援教育への支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「都道府県からの助成が行われるべきではないか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねが私立の幼稚園に対する都道府県が行う補助事業の在り方についてのものであれば、その実施主体である都道府県知事が適切に判断すべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねの「二人を受け入れることのできる教職員のマンパワー」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、私立の幼稚園における障害のある幼児の受入れについては、各幼稚園が、個別具体的な事情に応じて適切に判断すべきものであると考えている。

三について

御指摘の幼稚園等特別支援教育経費に係る私立高等学校等経常費助成費補助金の国庫補助単価の設定に關しては、同経費に係る都道府県による補助の実績や効果等を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいりたい。

## 四について

お尋ねについては、幼稚園等特別支援教育経費に係る都道府県による補助における障害のある幼児一人当たりの金額等については把握しているが、市町村による私立の幼稚園に対する補助の状況については把握していない。その上で、都道府県又は市町村による私立の幼稚園に対する補助の在り方については、実施主体である都道府県知事等が適切に判断すべきものであり、政府としてお答えする立場にない。